

○社会福祉法人北谷町社会福祉協議会役員の費用弁償規程

(昭和57年1月19日)

最近改正 平成19年2月22日

(趣旨)

第1条 社会福祉法人北谷町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の理事、監事及び評議員(以下「役員」という。)の費用弁償の額並びに支給方法については、この規程の定めるところによる。

(費用弁償)

第2条 役員が招集に応じ、又は委員会に出席し、その他会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第1のとおりとする。ただし、町内で職務を行う場合は、費用弁償のみを支給する。

3 前項に定めるもののほか、役員に支給する旅費の支給方法については、社会福祉法人北谷町社会福祉協議会職員旅費規程(昭和57年1月19日)に規定する職員の例による。

(役員手当)

第3条 本会の会長、副会長及び監事に役員手当を次のとおり支給する。

会 長 80,000円 (月額)

副会長 50,000円 (月額)

監 事 6,000円 (日額)

(講師謝礼)

第4条 本会が開催する講演会、研修会・講習会、大会・イベント、相談事業等の講師、講師補助者、出演者、相談員等に対する謝礼の基準は、別表第2のとおりとする。

2 会長は、前項に定める基準によりがたい特別な事情があると認めるときは、特殊性及び困難性その他の事情を考慮して、別表第2に掲げる額を調整して支給することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年11月18日)

この規程は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則(昭和59年11月13日)

この規程は、公布の日から施行し、昭和59年11月18日から適用する。

附 則(平成5年8月20日)

第4編 給与 (社会福祉法人北谷町社会福祉協議会役員の費用弁償規程)

この規程は、公布の日から施行し、平成5年9月1日から適用する。

附 則 (平成7年3月22日)

この規程は、平成7年3月24日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月15日)

この規程は、平成9年3月21日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年9月17日)

この規程は、平成11年9月21日から施行し、平成11年9月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月29日)

この規程は、平成12年3月31日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年2月25日)

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年3月24日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月16日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月22日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

D
〔北谷町社協〕 1002(1032)

別表第1 (第2条関係)

県内、県外及び外国旅費

1 国内 旅行の 旅費	県内、県 外の区分	運 賃 等			日 当 (1日につ き)	宿 泊 料 (1夜につ き)	食卓料 (1夜につ き)	会 議 等 費用弁償
		船 賃	航空賃	車 賃				
	県 内	実 費	実 費	実 費	3,000円	13,300円	3,000円	1,500円
	県 外	実 費	実 費	実 費	4,000円	15,000円	3,000円	
2 外国 旅行の 旅費	日 当 (1日につ き)	宿 泊 料 (1夜につ き)		食卓料 (1夜につ き)		支 度 料		
	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に定め る「8級以下4級以上の職務にある者」相当の旅費							

別表第2 (第4条関係)

講師等報償費基準

区 分		1 時 間 当 た り の 額 (税 込)							
		講 演 会		研修会・講習会		大会・イベント		相 談 事 業	
謝礼種別	職 業 等	講 師	補 助 者	講 師	補 助 者	出 演 者	補 助 者	相 談 員	補 助 者
一般基準	大学教授、弁護士、医師、県部局長、民間企業最高管理層、著名民間学者など	10,000円	3,000円	6,000円	3,000円	10,000円	3,000円	8,500円	2,500円
	大学助教授、県課長、民間専門研究者、民間企業中間管理層、ジャーナリスト、司法書士、公認会計士など ※専門性を有するもの	8,000円		4,800円				3,500円	
	上記以外のもの	6,000円		3,600円					
特別基準	一般基準の額では不相当又は依頼が著しく困難であると認められるもの	適当と認められる額。ただし、50,000円を限度とする。							
謝礼加算	受講者の人数による加算 ※ 講師のみ	101~200人	単価 1 割増	な し					
		201人以上	単価 2 割増						
	距離による加算(遠隔地招聘加算) ※ 片道	30km-50km		1 時間割増					
		51km以上		2 時間割増					
交 通 費	特別に旅費・宿泊費を必要とする場合	職員に準じて算出した額							

※ 講演会は2時間を基本とする。時間単価の換算は30分を最小単位とする。